

工事仕様書

工事番号 土消防工 第6号
工事件名 (新) 荒川沖消防署新築建築主体工事
工事場所 土浦市 右廻 地内
工事期間 令和10年 3月15日まで

内容

1. 目的

荒川沖消防署及び土浦消防署南分署は建設から40年以上経過しており、建物の老朽化に伴って多くの不具合が発生している。こうした現状を踏まえ、荒川沖消防署と南分署を統合し、新たな敷地に防災拠点としての機能を備えた消防庁舎を整備する。

2. 工事概要

(新) 荒川沖消防署の新築工事

建築主体工事	一式
自家給油所工事	一式
外構工事	一式

3. 関連工事等との取り扱い

- ・(新) 荒川沖消防署新築電気設備工事
- ・(新) 荒川沖消防署新築機械設備工事
- ・(新) 荒川沖消防署新築貯水槽設置工事(令和9年度予定)
- ・右廻地内配水管布設工事(令和8年度11月末完成予定)
- ・(新)荒川沖消防署下水道整備工事(～令和8年度末完成予定)
- ・消防指令システム等の大規模更新事業(令和9年度予定)

※同敷地内の輻輳工事となるため、相互に連絡調整を行った上で施工計画を立案すること。

仮囲い、工事車両出入口、交通誘導員、足場、作業スペース等を共有すること。(それらにかかる費用については、図面に明記されている範囲において本工事に含み、別途工事関係者は無償で利用できるものとする。)

密接に関連する工事であり、十分な打合せを適宜実施し施工すること。

4. 特記事項

- ・工事目的物の品質確保とともに、周辺住民や通行人の安全に配慮し、工事による影響を最小限に抑える努力を工事完成まで継続すること。
- ・外部足場撤去前に中間検査を受検すること。
- ・(新) 荒川沖消防署は令和10年4月に開署予定である。2月からは開署準備を行うため、1月15日までには現場施工を完了させ、部分引渡検査を受検すること。(契約検査課検査受験前に

は社内検査、監理者検査を実施の上、住宅営繕課で下検査を実施する。)

- ・周辺道路は小・中学生の通学路になっているため、材料搬入時等大型車両使用する計画は細心の注意をすること。
- ・工事車両出入口に交通誘導員 B を適宜配置させること。
- ・定例打合せ会議を令和 8 年 1 0 月から毎週 1 回行う。出席者は、消防本部消防総務課新消防署整備室、住宅営繕課、監理者、本工事請負者、関連工事等関係者で 1 5 名程度とする。会議開催場所を確保すること。開催の頻度については、工事の進捗等に応じて調整を行うこと。
- ・本工事は情報共有システム活用の対象工事である。受注者はシステムの利用を希望する場合は、「土浦市が発注する建設工事における情報共有システム試行要領（営繕工事編）」に基づき、発注者と事前協議を行なうこと。
- ・設計変更等については、契約書第 1 8 条から第 2 5 条、公共建築工事標準仕様書 1.1.8 から 1.1.1 0 に記載しているところであるが、その具体的な考え方や手続については、「工事請負契約における設計変更ガイドライン [土浦市]：令和 8 年 3 月改定」によることとする。

5. 一般事項

- ・契約後速やかに工事看板（市様式）を 2 箇所に設置すること。（位置は打合せによる）
- ・提出書類は、市所定の様式を使用すること。（様式は市 HP よりダウンロード可）
- ・主要資材の搬入搬出時及び各工程毎に監理者及び市係員の立会いを行う。
- ・施工に当たっては、公共建築改修工事標準仕様書・建築改修工事監理指針・バリアフリー法他、各関係法令を遵守すること。
- ・ゴールデンウィーク・お盆・年末年始などで休工（概ね 4 日連続以上）する場合は、保安全管理計画書を事前に提出するとともに、最低 1 日 1 回の巡回（委託可）を行い、現場の保安全管理を徹底すること。後日、写真添付のうえ管理報告書を提出すること。
- ・下請負人は、各種法令に適合していることを条件とし選定すること。選定後、法令に違反していることが判明した場合は、速やかな是正を求めるなどの適正な措置を講じること。
- ・工事用電力、工事用水に係る一切の費用は請負者負担とする。
- ・官公署への手続きが必要な場合は速やかに行う。なお、手続きに必要な費用は請負者負担とする。
- ・写真は大臣官房官庁営繕部監修工事写真の撮り方により撮ること。
- ・施工に先立ち監理者又は市係員の指示により、プレゼンテーションや検討用として、各種部分模型や見本の提出を求められた場合は、請負者の負担により、取り寄せ又は製作のうえ提出すること。
- ・本工事に起因した事故、周辺道路・土地建物の損傷、電波障害等による近隣苦情処理の一切は請負者の責任において対応し解決すること。ただし、市が必要と認めた場合に限り、市はその問題の解決及び処理に向け請負者に協力するものとする。なお、これらに係る費用は請負者負担とする。
- ・内容について不明の箇所は随時、監理者及び市係員と十分打合せのうえ作業を進めること。なお、質疑等は書面にて提示すること。

6. 提出書類

- ・契約後速やかに提出するもの

下請負届	1 部（住宅営繕課宛）
現場代理人及び主任（監理）技術者選任通知書	1 部（住宅営繕課宛）
工程表	1 部（住宅営繕課宛）
前払金請求書	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
・ 着工前に提出するもの	
着工届	1 部（住宅営繕課宛）
総合施工計画書	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
仮設計画書 （工事車輛進入計画、交通誘導員配置計画、仮囲い設置計画等）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
全体予定工程表	1 部（関係者全員宛）
申請・届出書類一覧表	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
施工体制台帳の写し	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
再下請負人通知書の写し	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
施工体系図の写し	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
火災保険証書の写し	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
建退共証紙購入状況報告書 （又は建退共済証紙（無購入・購入遅延）理由書）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
再生資源利用（計画）書	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
・ 施工 2 週間前に提出するもの	
下請負変更届（追加、訂正時）	1 部（住宅営繕課宛）
施工要領書 （鉄骨は溶接技量証明書、鉄骨工場認定証等含む） （産廃は産廃業者の許可証写し及び契約書写し産廃運搬経路図含む） （作業主任者、技能士が必要な工種は免状写し及び選任通知含む）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
メーカーリスト	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
仕上材料リスト	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
施工図	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
材料使用承諾願	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
防水・塗装材料使用総括表（予定）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
・ 施工後速やかに提出するもの	
材料検査調書（指定材料のみ）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
各種施工結果報告書（出来形等）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
各種試験結果報告書 （コンクリート圧縮強度、塩化物測定、超音波測定、VOC 測定等）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
工場立会検査報告書	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
工事現場保安全管理報告書（長期休工时）	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）

- ・ 定時に提出するもの
 - 3 週間工程表（定例会時） 1 部（関係者全員宛）
 - 月間工程表（月末定例会時に次月分） 1 部（定例会出席者全員宛）
 - 前回打合せ議事録（定例会時） 1 部（定例会出席者全員宛）
 - 工事現場保安全管理計画書（長期休工时） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）

- ・ 契約検査課中間検査時に提出するもの
 - 工事写真（検査対象部分） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 検査対象個所図 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 着工前に提出した書類まとめ 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 施工 2 週間前に提出した書類まとめ 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 施工後速やかに提出した書類まとめ 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 定時に提出した書類まとめ 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）

- ・ 第 1 回契約検査課出来高検査時に提出するもの
 - 一部履行届 1 部（住宅営繕課宛）
 - 工事写真（検査対象部分） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 検査対象個所図 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 出荷証明書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - その他、中間検査時に提出するものに準ずる

- ・ 工事完成時に提出するもの
 - 工事完成届 1 部（住宅営繕課宛）
 - 完成図（A 3 白焼きバラ） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 工事写真（施工前・施工中・完成） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 工事写真データ（J P E G 形式） 2 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 防水・塗装材料使用総括表 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 仕上材料リスト 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 各種検査結果報告書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - （建築指導課、消防、契約検査課、自主、監理者、住宅営繕課等）
 - 出荷証明書（納品伝票写し） 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 再生資源利用（実施）書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 建退共受払簿 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 交通誘導員出勤伝票写し及び集計表 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 規格証明書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 品質保証書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 試験成績書 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 備品引渡しリスト 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 取扱い説明書写し 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
 - 建築物等の利用に関する説明書写し 1 部（監理者経由住宅営繕課宛）

実施工程表	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
着工前に提出した書類まとめ	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
施工 2 週間前に提出した書類まとめ	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
施工後速やかに提出した書類まとめ	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）
定時に提出した書類まとめ	1 部（監理者経由住宅営繕課宛）

・ 契約検査課工事検査合格後に提出するもの

工事目的物引渡書	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
請求書	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
完成図 （製本 文字入り A 3） （巻末にメーカーリスト、仕上材料リストを掲載）	2 部（住宅営繕課宛）
完成図（CADデータ：JWW、PDF形式）	3 部（住宅営繕課宛）
完成写真アルバム（キャビネ版、データ）	2 部（住宅営繕課宛）
備品引渡しリスト	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
引渡し物（鍵、キーボックス、予備品、付属品等）	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
取扱い説明書	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）
建築物等の利用に関する説明書	1 部（消防総務課新消防署整備室宛）

・ その他 市係員の指示するもの

※各提出部数は、工事完成後に市が保管する部数

施工中は、監督員事務所又は定例打合せ会開催場所に各書類を備え付け、市係員及び監理者が常に閲覧できるよう整理しておくこと。

※提出する書類は、破損の恐れが少ないふたの閉まるプラスチックケース等に収納し、ケースに件名等を記入のうえ、台車に載せ、台車ごと提出すること。